

日本宇宙少年団つくば分団規約 （2025年4月1日改正版）

第1章（総則）

（名称）

第1条 本会は、「日本宇宙少年団つくば分団」（以下、「分団」という）と称する。

（英文名称および略称）

第2条 本会は英文名称を「Tsukuba Astronauts Club」、略称をTACと称する。

（目的）

第3条 分団は次世代を担う青少年に対し宇宙および科学への探求心向上を促すとともに、宇宙の一員として国際社会へ貢献できる人材を育成し、青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 分団は前条の目的を達成するため、原則として月1回程度の頻度で次の事業を行う。

1. 宇宙や科学に関することを中心とした定例活動
2. 日本宇宙少年団または他の分団が行う事業等への参加および協力
3. 地域社会への貢献
4. その他、分団の目的達成のため必要な事業

（分団の構成）

第5条 分団は以下のメンバで構成する。

1. 分団員（サブリーダーを含む）
2. リーダ（役員等を含む）
3. アドバイザ（必要な場合）

第2章（分団員）

（分団員の条件）

第6条 分団員は公益財団法人日本宇宙少年団に属する団員、家族団員、特別団員で、分団に所属を希望するものとする（年齢・性別は問わない）。なお、分団長は分団員の中より、リーダーを補助する者として、サブリーダー（中学生及び高校生）を指名することができる。

（入団）

第7条 分団員になろうとするものは所定の入会申込書に必要事項を記入の上、費用を添え分団長に提出し、分団長または副分団長の了解を得るものとする。入団は年度更新とする。

(分団費)

第8条 分団員は、別途定める通信費、共通消耗品等の分団の運営に必要な諸費用を分団費として納入するものとし、年度途中の入団時においても分団費は一律の額とする。分団員が既に納入した分団費の返還は行わない。また、活動内容によっては参加者に対して、臨時の追加費用を求める事がある。

(退団)

第9条 退団しようとする分団員はその旨分団長に届け出なければならない。年度更新の手続きがない場合は分団長の判断で退団扱いとすることができる。

第3章 (役員等)

(役員等の種別)

第10条 分団には次の役員等をおく。役員等はリーダーの中から選出するものとする。

1. 役員

- (1) 分団長
- (2) 副分団長 若干名
- (3) 会計
- (4) T A C' n 編集局長
- (5) 情報管理&ホームページ責任者

2. 各係

- (1) 救急係
- (2) 会場係
- (3) 会計監査係
- (4) バス&保険係

(分団長)

第11条 分団長は分団を代表し、分団の運営責任者となる。

(副分団長)

第12条 副分団長は分団長を補佐し、分団長が長期不在、事故等により職務を果たせない時はその職務を代行する。また、全体リーダー会議において議長となる。さらに、各係を統括する。

(会計)

第12条の1 会計は分団の会計業務の責任者となる。

(T A C' n 編集局長)

第13条 T A C' n 編集局長は機関誌の編集および発行の責任者となる。

(情報管理&ホームページ責任者)

第13条の1 分団の運営に関する全ての情報の維持管理を行う。但し、各担当が一時的に利用中のものを除く。また、分団ホームページ運営の責任者となる。

(各係)

第13条の2 各係の役割は以下のとおりとする。

- (1) 救急係： 救急救命講習会の受講、救急箱の維持管理等
- (2) 会場係： 例会、準備会、役員会議等の会場確保
- (3) 会計監査係： 分団の資金執行が適正に行われているかを確認する
- (4) バス&保険係： バスの手配及びバスツアーのイベント保険手続き等

(リーダーの条件)

第14条 リーダは宇宙や科学に興味があり、団員と共に自らも成長していくために分団に所属を希望する者とする。

(リーダー登録)

第15条 リーダになろうとする者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、分団に提出し、役員会議の承認を得て分団長が公益財団法人日本宇宙少年団本部にリーダー登録する。

(リーダーの抹消等)

第15条の1 リーダの抹消等は役員会議において決定する。

第5章 (アドバイザー)

(アドバイザーの定義)

第16条 アドバイザは分団の活動に賛同する者で、分団の運営、企画の内容等について助言・指導・支援等を行うものとする。

(アドバイザーの登録・抹消)

第17条 アドバイザの登録・抹消は役員会議において決定する。

第6章 (会議)

(会議の種類)

第18条 分団の会議は全体リーダー会議、役員会議および総会とし、いずれも分団長がこれを召集する。

(全体リーダー会議)

- 第19条
1. 全体リーダー会議は役員およびリーダーで構成し、分団の最高決定機関とする。
 2. 以下の事項の決定については全体リーダー会議の承認を要するものとする。
 - 1) 規約の改正
 - 2) 年間活動計画
 - 3) 予算／決算報告
 - 4) その他全体に係わる重要事項

3. 構成員の2分の1の出席（委任を含む）をもって成立する。
4. 議事は出席者の過半数をもって決する。

（役員会議）

第20条 役員会議は役員で構成し、以下の事項についての決定、調整等を行う。

- 1) リーダおよびアドバイザーの登録・抹消等の決定
- 2) 役員の年度途中での交代の決定
- 3) 分団の運営方針の調整
- 4) 組織改訂、活動計画などについての調整
- 5) その他全体に係わる事項

（総会）

第21条 総会は日本宇宙少年団連携団体規程の第3節第12条(3)に基づき、以下の事項について分団員に報告を行う。総会は4月に開催することを基本とする。

- 1) 規約の改正
- 2) 活動結果／活動計画
- 3) 決算
- 4) その他全体に係わる重要事項

第7章（会計）

（経費の支弁）

第22条 分団の経費は分団費、寄付金ならびにその他の収入で支弁する。

（会計年度）

第23条 分団の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第8章（個人情報）

（個人情報の取扱い）

第24条 第10条の1、2に定める者は、知り得た、分団員、及びその保護者等の個人情報について、例会開催に掛かる事項、または分団運営に掛かる事項以外には無断で使用しない。また、その個人情報に関しての管理責任者は、分団長及び情報管理&ホームページ責任者とする。

（撮影情報の取扱い）

第25条 分団の例会活動記録や、公益財団法人日本宇宙少年団への報告として、活動状況の撮影を行い、活動報告としての提示やホームページに掲載する事がある。なお、分団員、及びその保護者は、分団長、又は副分団長に申し出が無い場合、その撮影、掲載に同意したものとする。

（解散）

第26条 分団の解散は解散を決議する全体リーダ会議において清算方法を含め決する。

(付則)

- ・この規約の規定にない事項については、原則として役員会議の判断により処理することができるものとする。
- ・本規約は一般にこれを公開する。
- ・本規約（改正版）は2025年4月1日より施行する。